



美空訪問介護事業所 重要事項説明書

1. 事業者

法 人 名	医療法人 八紘会
法人所在地	熊本県球磨郡湯前町2859番地3
電 話 番 号	0966-43-2110
代表者氏名	理事長 園田 篤子
設 立 年 月	平成26年11月

2. 事業者の概要

事業の種類	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業 熊本県4373101429号
事業所名	美空訪問介護事業所
所在地	868-0607 熊本県球磨郡湯前町2859番地3
電話番号	0966-43-2110
管理者	園田 篤子

3. 事業実施地域

事業の実地地域	湯前町、多良木町、あさぎり町、水上村
営業日	月曜日～土曜日 (日曜日・年末年始12月31日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時00分～午後5時00分
サービス提供日	毎日(1年365日)
サービス提供時間	通常サービス提供時間 7:00～21:00

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人八紘会が設置する指定訪問介護事業所（美空訪問介護事業所）（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護（指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な指定訪問介護(指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業)を提供することを目的とする
運営の方針	1、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 2、指定訪問介護事業の訪問介護員は、利用者の心身の特定を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

	3、指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業、事業所の訪問介護員は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。 4、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 5、正当な理由なく指定訪問介護（指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）の提供を拒まない。
--	--

5. 職員の配置状況

職 種	人 員
管理者	1名（常勤兼務）
サービス提供責任者	1名（1人以上）
訪問介護員	2名以上

6. 当事業所が提供する訪問介護・介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業サービスの内容及び料金等

指定訪問介護（指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）の内容は次のとおりとし、指定訪問介護（指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護（指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）が法定代理受領サービスであるときは各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

7. 利用料金

事業対象者・要支援1・要支援2

(Ⅰ)週1回程度の 利用が必要な場合	(Ⅱ)週2回程度の 利用が必要な場合	(Ⅲ)左記(Ⅱ)に掲げる回数を 超える利用が必要な場合
1,176円/月	2,349円/月	3,727円/月

要介護（1～5）

身 体 介 護	20分未満	163円/回
	20分以上～30分未満	244円/回
	30分以上～1時間未満	387円/回
	1時間以上	567円/回
	1時間30分以上～30分増す毎に	82円を追加
生 活 援 助	20分以上～45分未満	179円/回
	45分以上	220円/回

加算

緊急時訪問加算	1回につき100円（身体介護のみ）
初回加算	初回のみ200円

介護職員等処遇改善加算 II（ロ）	利 用 料
	所定単位数の26.6%

中山間地域等における小規模事業所加算	利 用 料
	所定単位数の10/100

減算

事業所と同一建物・敷地内に居住する利用者への訪問を行う場合は当該利用者に対する利用料金の10%減算

- ・ 記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 利用者の身体的理由もしくは暴行行為等の事情があり、かつ、お客様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

（2）交通費

3の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は

通常事業の実施地域を超えた地点から片道10km未満は300円

通常事業の実施地域を超えた地点から片道10km以上は500円の交通費の実費が必要となります。

（3）その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

8. 利用料金のお支払方法

口座引き落とし・・・所定の手続きにより、利用者の口座から引き落としさせていただきます。
ご契約時にお手続きください。

9. 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護及び介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業サービスに関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

(1) 美空訪問介護事業所 電話0966-43-2110

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 園田 篤子 サービス提供責任者 椎葉 千富勢

○受付時間 毎週月曜日から土曜日
午前8時00分～午後5時00分

(2) 行政機関の苦情受付

○上記以外にも、各市町村（保険者）・国民健康保険団体連合会の相談及び苦情を受け付けております。

1 湯前町役場介護保険担当課

熊本県球磨郡湯前町1984番地 電話 (0966) 43-4112

2 国民健康保険団体連合会

熊本市東区健軍2丁目4番10号 電話 (096) 365-0994

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、下記の緊急連絡先に連絡の上必要に応じて、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者に連絡いたします。

11. 事故発生時の対応

訪問介護及び介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

訪問介護及び介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。また事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

12. 秘密保持等

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、サービス提供をする上で必要がある場合、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いることがあります。

13. 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、虐待が発生した場合には、速やかに

市町村への窓口への通報を行い、市町村等が行う調査等に協力するよう努めることとします。

1 4. 身体的拘束等の適正化のための措置

事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。また、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行います。

1 5. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるものとします。

1 6. ハラスメント対策

事業所におけるハラスメント対策の強化に関する事項は、別に定める医療法人 八紘会の就業規則によるものとします。従業者へのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。

緊急連絡先

氏名		続柄	
住所	〒 -		
電話		携帯番号	

主治医（かかりつけ医）

病医院名		主治医名	
住所			
電話	内線（ ）		

令和 年 月 日

訪問介護及び介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業所住所 〒868-0607
 熊本県球磨郡湯前町2859番地3
 医療法人 八紘会
 美空訪問介護事業所

【説明者】 職 務 サービス提供責任者
 氏 名 椎葉 千富勢 印

利 用 者 住所 _____
 (契 約 者)
 氏名 _____ 印

代 理 人 住所 _____
 (身元引受人)
 氏名 _____ 印